



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年10月17日金曜日 第1501号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

知事及び副知事の給料の減額に関する条例.....	1
愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県核燃料税条例.....	1
市としての要件に関する条例の一部を改正する条例.....	2
職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例.....	2
愛媛県飼料検定条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	3

条 例

○愛媛県条例第52号

知事及び副知事の給料の減額に関する条例を次のように公布する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

知事及び副知事の給料の減額に関する条例

（知事の給料の減額）

第1条 平成15年11月分から平成16年3月分までの知事の給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第5号）第1条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定による額からその10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

2 平成16年4月分の知事の給料月額は、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）別表第1の規定にかかわらず、同表知事の項給料月額欄に掲げる額からその10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

（副知事の給料の減額）

第2条 平成15年11月分及び同年12月分の副知事（知事が定める者に限る。）の給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例第1条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定による額からその10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第53号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の

一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「第2条第17項」を「第2条第20項」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第54号

愛媛県核燃料税条例を次のように公布する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県核燃料税条例

（課税の根拠）

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。

(2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。

（賦課徴収）

第3条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）の定めるところによる。

（納税義務者等）

第4条 核燃料税は、核燃料の発電用原子炉への挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の核燃料の発電用原子炉への挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

(1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定により経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日

(2) 発電用原子炉について電気事業法第54条第1項の規定により経済産業大臣が行う定期検査の期間内に核燃料の当該発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日

(3) 前2号に掲げる場合のほか、核燃料の発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

（課税標準）

第5条 核燃料税の課税標準は、発電用原子炉に挿入された

核燃料（当該核燃料に既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）の価額とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

（税率）

第6条 核燃料税の税率は、100分の10とする。

（徴収の方法）

第7条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続等）

第8条 核燃料税の納税義務者は、核燃料を発電用原子炉に挿入した場合には、当該核燃料を挿入した日から起算して2月（第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月）を経過する日の属する月の末日（第5条第2項の取得原価が確定しないこと、その他やむを得ない理由によって、同日までに申告納付することができないと認められるときは、知事が指定した日）までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

（期限後申告等）

第9条 前条の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

（更正又は決定に関する通知）

第10条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第4項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

（不足税額等の納付手続）

第11条 核燃料税の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合には、当該通知書に係る不足税額（更正により増加した税額又は決定による税額をいう。）及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

（納税地等）

第12条 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、県税条例第3条第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税
核燃料税」と、県税条例第4条第1項中「(10) 固定資産税
核燃料税」とあるのは

「(10) 固定資産税
償却資産の所在地」とあるのは (10)の2 核燃料税

償却資産の所在地

と、県税条例第8条第1項中「
発電用原子炉の所在地」

この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県核燃料税条例（平成15年愛媛県条例第54号）」とする。

（規則への委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、法第259条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

（有効期間）

3 この条例は、施行日から起算して5年間（以下「有効期間」という。）その効力を有する。

4 この条例は、有効期間中における核燃料の発電用原子炉への挿入に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、有効期間経過後においても、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第55号

市としての要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

市としての要件に関する条例の一部を改正する条例

市としての要件に関する条例（昭和29年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の2」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第56号

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第33条中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第10条」を「第14条」に、「と殺」を「とさつ」に改める。

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第2条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表2の表61の項事務の欄中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同表62の項同欄中「と畜場法第3条第1項」を「と畜場法第4条第1項」に改め、同表63の項同欄中「と畜場法第10条第1項」を「と畜場法第14条第1項」に、「と殺」を「とさつ」に改める。

別表4の表13の項金額の欄(1)中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第6号」に改め、同項同欄(2)中「同項第5号」を「同項第7号」に改め、同表14の項同欄(1)中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第6号」に改め、同項同欄(2)中「同項第5号」を「同項第7号」に改める。
(愛媛県食肉衛生検査センター設置条例の一部改正)

第3条 愛媛県食肉衛生検査センター設置条例(平成14年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「と畜場法」を「と畜場法」に改める。
(と畜場法施行条例の一部改正)

第4条 と畜場法施行条例(平成15年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

と畜場法施行条例

第1条中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に、「と畜場法(」を「と畜場法(」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第57号

愛媛県飼料検定条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県飼料検定条例の一部を改正する条例

愛媛県飼料検定条例(昭和52年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第1項後段」を「第27条第1項後段」に改める。

別表備考中「第3条第1項」を「第26条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第58号

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県道路占用料徴収条例(昭和43年愛媛県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第59号

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例(昭和32年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1 愛媛県硬式庭球場の項を削る。

別表第2 管理を委託することができる教育機関の欄中「愛媛県硬式庭球場」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 県営体育施設使用料条例(昭和28年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県武道館使用料条例

第1条中「県営体育施設(以下「体育施設」を「愛媛県武道館(以下「武道館」に改める。

第2条を削り、第3条第2項中「体育施設」を「武道館」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条第1号中「体育施設」を「武道館」に改め、同条第2号中「体育施設(愛媛県武道館の)」を「武道館(」に改め、同条を第5条とする。

別表中「第3条」を「第2条」に改め、同表愛媛県硬式庭球場の項を削り、同表愛媛県武道館の項区分の欄を次のように改める。

主道場
柔道場
剣道場
副道場
会議室
トレーニング施設

別表備考中「愛媛県武道館」を「武道館」に改める。

--	--